

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康の保護を図るため、公益社団法人千葉市食品衛生協会が行う食品衛生事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき当該法人に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、食品衛生事業とは、食品衛生大会及び食中毒予防に関する普及啓発事業をいう。

(交付額の算定方法)

第3条 補助の対象となる食品衛生事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

2 交付額は、別表に定める補助対象経費に補助率を乗じた額を上限とし、予算の範囲内で算定する。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 次に掲げる書類は、総会の承認を得た後、速やかに提出するものとする。

- (1) 前年度の事業報告書
- (2) 前年度の収支決算書

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象経費の総額の1/4に相当する額以上の経費の配分を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、公益社団法人千葉市食品衛生協会食品衛生事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が別に定める期日までに、公益社団法人千葉市食品衛生協会食品衛生事業実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）補助事業の経過及び成果を証する書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金額確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付決定取消通知書（様式第7号）によるものとする。

（返還命令）

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金返還命令書（様式第8号）によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率
食品衛生大会	報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費	1/2
食中毒予防に関する普及啓発事業	報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、委託料、会議費	1/2

様式第1号

年 月 日

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年度公益社団法人千葉市食品衛生協会食品衛生事業を下記のとおり実施したので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の効果
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 事業着手予定年月日
- 6 事業完了予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

住所
氏名 様

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の交付予定時期	年 月 日
交 付 の 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助対象経費の総額の1/4に相当する額以上の経費の配分を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

公益社団法人千葉県食品衛生協会食品衛生事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定があった公益社団法人千葉県食品衛生協会食品衛生事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、公益社団法人千葉県食品衛生協会補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更する内容

変更前

変更後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の予定年月日

4 添付書類

(1) 変更までの期間の事業実績報告書

(2) 変更後の事業計画書

(3) 経費の配分表

公益社団法人千葉市食品衛生協会食品衛生事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定があった
年度公益社団法人千葉市食品衛生協会食品衛生事業の実績について、千葉市補助金等交付
規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業着手年月日
- 2 事業完了年月日
- 3 補助金の交付決定額
- 4 実施した事業の内容及び経費

事業内容	経費精算額 (円)			
	対象経費	市補助金	一般財源	その他
食中毒予防パレード				
食品衛生大会				
その他の食中毒予防に 関する普及啓発事業				
合 計				

5 添付書類

- (1) 事業の実施に係る収支決算書
- (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

住 所
氏 名 様

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった公益社団法人千葉市食品衛生協会食品衛生事業実績報告書に基づき、次のとおり補助金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- | | |
|--------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 3 補助率 | % |
| 4 補助金の確定額 | 円 |
| 5 備考 | |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第6号

年 月 日

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名又は団体名

及び代表者名

印

年 月 日付け千葉市達 第 号で額の確定があった公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	金	円
-------	---	---

住 所
氏 名 様

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付を決定した公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項の規定において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所
氏 名 様

公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付を決定した公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第18条第1項（第2項）の規定により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 計 円 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。